

和歌山縣報

號 外

大正五年五月四日

○ 告 示

○和歌山縣令第一九號

明治三十七年九月縣令第七十號和歌山縣稅徵收細則左ノ通改正ス
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正五年五月四日

和歌山縣稅徵收細則

和歌山縣知事 鹿子木 小五郎

第一條 縣稅ノ徵收期ハ定期ニ賦課スルモノハ左ノ區別ニ依リ日稅隨時稅ハ收入命令者ノ定ムル所ニ依ル

一 地 租 割

前期

四月十五日ヨリ
全月三十日限

後期

十月十五日ヨリ
全月三十一日限

一 戶數割家屋稅

前期

五月十五日ヨリ
全月三十一日限

後期

十月十五日ヨリ
全月三十一日限

一 營業稅、雜種稅

年 稅

前期

五月十五日ヨリ
全月三十一日限

後期

十一月十五日ヨリ
全月三十日限

海面遊漁、鰯漁、其他ノ漁業

五月十五日ヨリ
全月三十一日限

鮎許可漁業、其他鮎漁

鮎免許漁業、牡蠣、河川採藻

月 稅

一營業稅附加稅

前期

六月十五日ヨリ
全月三十日限

後期

十一月十五日ヨリ
全月三十日限

一賣藥營業稅附加稅

一取引所營業稅附加稅

一第三種ノ所得稅附加稅

前期

九月十五日ヨリ
全月三十日限

後期

一月一日ヨリ
全月十五日限

一礦業稅附加稅

本稅ト同期限

臨時追加ニ係ル縣稅ノ徵收期ハ其ノ時々之ヲ定ム

第二條 賦課期日後新ニ納稅義務發生シ又ハ納稅義務消滅シタルモノ及定期賦課ニ屬セザルモノハ
收入命令者ニ於テ徵收期ヲ定メ其ノ都度徵收スルモノトス

第三條 徵收期ノ末日休日ニ當ルトキハ其ノ翌日ヲ以テ納期末日トス

第四條 市町村會ニ於テ四月一日現在ニ依リ議定スル年稅、營業稅附加稅及第三種ノ所得ニ係ル所
得稅附加稅ハ年額ヲ二分シ徵收ス

第五條 縣稅ノ徵稅令書ハ第一號書式ニ依リ調製シ市ニ對シテハ知事町村ニ對シテハ郡長之ヲ發ス
ヘシ但シ雜種稅中演劇、興行、遊覽所、市場(年稅)ノ各稅ハ市町村長之ヲ發スヘシ

前項但書ノ場合ニ於テハ納税人ハ税金ヲ市町村ニ拂込ムヘシ

第六條 徵稅令書ヲ發シタル後其ノ稅額ニ異動ヲ生シタルトキハ增額ニ付テハ徵稅令書ヲ發シ減額ニ付テハ第二號書式ニ依リ減額令書ヲ發スヘシ但シ納税人ニ對シ直接徵稅令書ヲ發シタルモノニシテ減額ヲ要スルモノハ其ノ令書ヲ改訂スヘシ

第七條 市町村長ノ發スル徵稅傳令書ハ第三號書式ニ依リ調製スヘシ但シ郵便振替貯金ニ依リ税金ヲ收納セムトスルトキハ知事ノ認可ヲ經テ變更スルコトヲ得

前項徵稅傳令書ハ徵收期二日以上ニ涉ルモノハ其ノ納期開始前其ノ他ハ直ニ納税人ニ交付スヘシ市町村稅ヲ縣稅ト同時ニ徵收スルトキハ縣稅ノ徵稅令書又ハ傳令書ニ列記スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ縣稅ヲ先收トス

第八條 市町村長ハ知事又ハ郡長ノ認可ヲ經テ便宜徵收期末日ヲ繰上ケ徵稅令傳書ヲ發スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ徵稅令書ニ指定シタル納期ヲ過クルニアラサレハ滯納報告ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 明治三十三年勅令第八十一號第八條ニ依リ税金ヲ徵收セムトスルトキハ納税人ニ對シ納期變更ノ通知ヲ爲スヘシ

第十條 市町村ニ於テ徵收シタル縣稅ハ徵收期限後三日以内ニ縣金庫ニ拂込ムヘシ

前項ノ拂込ヲ爲ストキハ第四號書式ノ拂込書ヲ添附スヘシ但シ郵便振替貯金ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 納稅地ニ住所又ハ居所ヲ有セサル納稅義務者ニシテ納稅義務發生后三日以内ニ納稅管理人ノ申告ナキトキハ縣稅ヲ附加スル國稅ニ關シ定メタル管理人ヲ以テ縣稅ノ納稅管理人ト看做ス其ノ納稅管理人ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十二條 徵稅傳令書ヲ交付シタル者ノ滯納報告ハ第五號書式ニ依リ調製シ徵收期限後町村長ハ三

日以内ニ市長ハ七日以内ニ收入命令者ニ送付スヘシ但シ己ムヲ得サル事由アルモノハ期限ノ延長ヲ請フコトヲ得

第十三條 納税督促ノ爲發スル督促狀ハ第六號書式ニ依ルヘシ

督促狀發布前滯納金ヲ納付セムトスル者アルトキハ收入命令者ニ於テ第七號書式ニ依ル納付書ヲ交付シ縣金庫若ハ市町村收入役ニ納付セシム督促狀ニ指定スヘキ期間ハ督促狀發布ノ日ヨリ十五日以内トス

督促手數料ハ一通ニ付金拾錢トス

第十四條 明治三十三年勅令第八十一號第七條ノ二ニ依リ徵收スヘキ延滞金ノ割合ハ稅金額百圓ニ付一日四錢トス

延滞金又ハ滯納處分費ヲ徵收セムトスルトキハ收入命令者ハ第七號書式ノ納付書ヲ交付シ税金及督促手數料ト共ニ縣金庫若ハ市町村收入役ニ納付セシム

第十五條 收入命令者ハ縣稅滯納者ノ財産差押ヲ命シタル官吏々員ニ第八號書式ノ証票ヲ交付スヘシ

第十六條 前條ノ官吏々員通貨ノ差押ヲ爲シタルトキハ歸屬ノ當日縣出納吏若ハ收入役ノ保管ニ移スヘシ

第一號書式ノ一

(用紙適宜縦五寸横三寸五分)

第	號	何	市	(町	村)	納
徵	年度	縣稅 何稅(款)	何稅(項)	前(後)期又ハ何月分		

稅 令 書

調定
簿ト
刺印

一金 何 程

納期何月何日限

右納期後三日以内ニ和歌山縣本金庫(和歌山縣金庫)へ拂込納付スベシ

年 月 日

知事 (郡長) 印

備 考

一 數項目ヲ合シテ令書ヲ發スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ令書ノ裏面ニ項目ノ内譯ヲ記載スルヲ要ス

一 隨時徴收ニ係ルモノハ一人別仕譯書ヲ添付スベシ納稅人少數ニシテ令書中ニ附記シ得ヘキ場合ハ仕譯書ノ添付ヲ要セス

一 増額ニ係ルモノハ稅金ノ左側ニ「但シ何年何月何日第何號徴稅令書ニ對スル増額ノ分」ト附記スヘシ

一 年度經過後賦課徴收スルモノニ對シテハ「前(後)期又ハ何月分」トアルヲ「何年度前後」期又ハ何月分」ト記スヘシ以下之ニ同シ

第一號書式ノ二

(用紙適宜縦五寸横三寸五分ノモノ三枚後綴)

徵 稅 令 書		通 知	
第 號	何 (市町村) 何 某 納	第 號	何 (市町村) 何 某 納
年度 何縣 稅 稅	何稅(項) 前(後)期又ハ何月分	年度 何縣 稅 稅	何稅(項) 前(後)期又ハ何月分
割印 徵ト 割印	一金 何 程	割印	一金 何 程
右何年何月何日限和歌山縣本金庫(縣金庫何支金庫)(何市町村收入役)へ拂込納付ス(シ) 年 月 日 知 事 (郡市町村長) 印		割印	

取扱
者印

書

右何年何月何日領收

知事(郡長)殿

和歌山縣本金庫(縣金庫)
(何支金庫) 印

割印

第 號

何市(町村) 何 某 納

年度

何縣

稅

何稅(項)

前(後)期又ハ何月分

領 收

一金 何 程

取
名印

証 書

右領收候也

年 月 日

和歌山縣本金庫(縣金庫何支金庫)
(何市町村收入役) 印

備 考

一、徵稅令書ヲ直接納稅人ニ發スルトキハ本書式ニ依ルヘシ
一、市町村長ニ於テ發スル場合ハ納稅人欄ノ町村名及通知書ヲ省クモノトス

一、領收年月日及領收者印ハ之ヲ表示セル日附印ヲ以テ代用スルモ妨ケナシ以下之ニ同シ
 一、縣金庫ニ於テ税金ノ納付ヲ受ケタルトキハ處理ノ上領收証ハ納人ニ交付シ通知書ハ收入命令者ニ送付スヘシ以下之ニ同シ

第二號書式

(用紙寸法ハ第一號書式ノ一ニ同シ)

減額令書		減額令書	
第 號	何 市 (町 村)	第 號	何 市 (町 村)
納		納	
年度	何縣 稅 稅 何稅(項)	年度	何縣 稅 稅 何稅(項)
前(後)期又ハ何月分		前(後)期又ハ何月分	
調定 簿ト 刺印		一金 何 程	
但何年何月何日第何號徵稅令書金何程ノ内		右 減額 ス	
年 月 日	知 事 (郡 長)	年 月 日	知 事 (郡 長)

第三號書式

(用紙適宜縦五寸横四寸ノモノニ枚接續)

徵		徵	
第 號	何 某	第 號	何 某
納		納	
年度	何縣 稅 稅 何稅(項)	年度	何縣 稅 稅 何稅(項)
前(後)期又ハ何月分		前(後)期又ハ何月分	

傳 稅

一金 何 程 何 稅 (課目)
 右 年何月何日限何郡(市)町村收入役ニ納付スヘシ
 年 月 日
 何郡(市)何町村長印

割印

分

書

備 考

第 號	何 某 納	
	年度何縣	何 稅 (項)
税金 何 程	前(後)期又ハ何月分	何 稅 (課目)
右領收候也	收入役印	
年 月 日	何郡(市)町村收入役印	

一、市町村ニ於テ税金ノ取扱上必要ナルニ於テハ領收証書ノ外ニ適宜別符ヲ附着シ又用紙寸法ハ便宜ニ依ルモ妨ケナシ以下之ニ同シ

一、收入役ニ於テ税金ノ拂込ヲ受ケタルキハ處理ノ上其ノ領收証ヲ納税人ニ交付スルモ
ノトス

一、金額ノ下ノ税目ハ縣稅營業稅雜種稅ノ課目ニ依リ記載スルモノトス

第四號書式

(用紙適宜縦五寸横四寸ノモノ三枚接續)

第 號	何 郡 (市) 町 村 納
年度 何 縣 稅 稅	何稅(項) 前(後)期又ハ何月分
一金 何 程	令書第何號分
右 拂 込 候 也	
年 月 日	何 郡 (市) 町 村 長

金庫
割印

第 號	何 郡 (市) 町 村 納
年度 何 縣 稅 稅	何稅(項) 前(後)期又ハ何月分
一金 何 程	

通

書 込 拂

大正五年五月四日

知書

右 年何月何日領收

知事 (何郡長) 殿

和歌山縣本金庫 (縣金庫) 印

金庫
割印

領收証書

第 號 何 郡 (市) 町 村 納

年度 何縣 稅 稅 (何稅(項)) 前(後)期又、何月分

一金 何 程 (取扱者印)

右 領收候也

年 月 日

和歌山縣本金庫 (縣金庫) 印

第五號書式

大正何年度縣稅(款)滯納報告書

税目	納期	滞納金額	滞納者 住所氏名	處理ノ顚末
商業	前(后)期 又(何)月分		大字何々	
全				
計				
合計				

右報告候也

年 月 日

何郡(市)町村長 印

知事(部長) 殿

備考

- 一、報告書ハ款毎ニ別紙ニ調製スヘシ一人ニシテ二税以上滞納ノモノハ欄外ニ其ノ旨附記スヘシ
- 一、同一税目ノ終リニハ小計ヲ附シ末尾ニ各税目及滞納者人員ノ合計ヲ付スヘシ
- 一、滞納者少數ナルトキハ款毎ニ別紙ト爲スヲ要セス各税連記スルモ妨ケナシ
- 一、報告書調製ノ際處理顚末欄ハ二寸以上ノ空欄ヲ存置スヘシ

- 一、納稅管理人アルモノハ其ノ住所氏名ヲ滯納者ノ左傍ニ記載スヘシ
 一、處理ノ顛末ハ收入命令者ニ於テ記入スルモノトス
- 第六號書式（用紙寸法適宜）

第	號	送	達	書
送達シタル書面通數	督促狀	通		
名宛人ノ住所又ハ居所及氏名	郡（市）町村 何 某			
受取人ノ署名捺印				
送達シタル日時	年 月 日 午前 午後 時			
受取人ナキトキ又ハ受取人ノ受取若ハ署名捺印ヲ拒ミタルモノアルトキハ其ノ事由				

右ノ通取扱候也

使 丁

●注意 納税人ニ於テ税金ヲ納付セムトスルトキハ本書ニ
現金ヲ添ヘ指定ノ金庫ニ差出レ額收証ヲ受ケヘシ

督

促

狀

通

第 號	郡 (市) 町 村 何 某 納
年 度	縣 歲 入

一金 何 程	縣稅何稅何稅(項)前(后)期 又ハ何月分 督 促 手 數 料
一金 何 程	
右 年 月 日限和歌山縣本金庫(縣金庫何支金庫)(何 市町村收入役)へ拂込納付スヘシ	
若シ其ノ期限ヲ過キ完納セサルトキハ直ニ財産差押ノ 處分ヲナスヘシ	
年 月 日	知 事 (郡市町村長) 印

金庫
割印

第 號	郡 (市) 町 村 何 某 納
年 度	縣 歲 入

大正五年五月四日

第三種郵便物認可

領收証書

第 號	郡(市)町村何某納
	年度
領收候也	入金
右領收候也	縣歲入
一金何程	縣稅何稅何稅(項)前(后)期 又八何月分
一金何程	督促手數料
年 月 日	
和歌山縣本金庫(縣金庫何支金庫) (何市町村收入收) 印	

知書

知事(郡長)殿	右年月日領收
縣稅何稅何稅(項)前(后)期 又八何月分	督促手數料
和歌山縣本金庫(縣金庫何支金庫) 印	

金庫
刺印

取換
者印

取換
者印

備考

- 一、郵便ヲ以テ送達ノ場合ハ督促狀ノミヲ發スルコトヲ得
- 一、税金ト督促手數料ト收入年度ヲ異ニスル場合ハ督促手數料ノ上ニ何年度縣歲入ノ印ヲ押捺スヘシ
- 一、市町村長ニ於テ發スル場合ハ納税人欄ノ市町村名及通知書ヲ省クモノトス
- 一、縣金庫ニ於テ本書ニ現金ヲ添ヘ差出スモノアルトキハ處理ノ上縣金庫事務規定ニ依リ取扱フヘシ但シ督促狀ニ通知書領收證ノ添付ナキ場合ハ縣金庫ニ於テ調製スルモノトス
- 一、延滞金ヲ徵收スヘキモノニ付テハ督促狀ニ左ノ一項ヲ加フヘシ
督促狀ノ指定期間内ニ完納セザルトキ納期限ノ翌日ヨリ税金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ税金額百圓ニ付一日四錢ノ割合ニ依ル延滞金ヲ徵收スヘシ
- 一、督促狀ノ指定期限ヲ過キ現金ヲ差出スモノアルトキハ縣金庫ハ先ツ滞納者ヲシテ收入命令者ヨリ延滞金又ハ滞納處分費ニ對スル納付書ノ交付ヲ受ケレメ其ノ納付金ト共ニ之ヲ領收スヘシ
- 一、督促狀ノ欄外ニ左ノ注意事項ヲ記載スヘシ
納税人ニ於テ税金及督促手數料ヲ納付セムトスルトキハ本書ニ現金ヲ添ヘ指定ノ金庫ニ差出シ領收証ヲ受クヘシ

第七號書式 (用紙及寸法適宜)

第 號 郡 (市) 町 村 何 某 納

大正五年五月四日

第三圖郵便物認可

納付書 通知書

年度	縣	歲	入
一金 何 程 縣金庫 取捨者印 縣稅何稅何稅(項)前(后)期 又ハ何月分			
右和歌山縣本金庫(縣金庫何支金庫)(何市町村收入役)へ 納付ヲ要ス			
年	月	日	
知 事 (郡市町村長) 印			

第 號	郡 (市) 町 村 何	某 納
年 度	縣	歲
入		
一金 何 程 取捨 者印 縣稅何稅何稅(項)前(后)期 又ハ何月分		
右 年 月 日 領 收 和歌山縣本金庫(縣金庫何支金庫)印		

知事(郡長)殿

縣金庫
刻印

第 號 郡(市) 町 村 何 某 納

年 度 縣 歲 入

一金何程

取
證
者
印

縣稅何稅何稅(項)前(后)期
又ハ何月分

右領收候也

年 月 日

和歌山縣本金庫(縣金庫何支金庫)
(何市町村收入役) 印

領 收 證 書 備 考

- 一、金庫ニ於テ本書ニ現金ヲ添ヘ差出スモノアルトキハ式ノ如ク証印ノ上縣金庫事務規程ニ依リ取扱フヘシ
- 一、延滞金又ハ滯納處分費ノ納付書ニハ金額ノ下ナ「延滞金」又ハ「滯納處分費」ト記載スルモノトス
- 一、第六號書式備考三號ニ同シ

第八號書式 用紙ハ厚紙縱二寸五分横一寸五分

第 號

縣稅滯納者
財產 差押
証 票

官公
衙印

官公衙名

官職

氏

名

大正五年五月三日印刷
大正五年五月四日發行
每月六曜日金曜日發行

和歌山縣知事官房

和歌山縣人
和歌山縣本町二丁目三番地
印刷所
江川印刷部